

公益社団法人 東京電気管理技術者協会

## 埼玉支部規程・規約細則

# 役職者選考規程

平成 2年10月 1日 制定  
平成15年 4月18日 制定  
平成22年 4月 2日 改正  
令和 2年 7月17日 改正

## (目的)

第1条 支部規約第7条の(選任)を下記のとおり定める。

## (選考方法)

第2条 役職者選考のために、役職者選考委員会(以下選考委員会という)を設置する。

- 2 選考委員会は選考会議を開催する。
- 3 支部長および事業監査委員は、選考委員会が支部会員のうちから推薦し、全体会議が選出したものを、会長に推薦する候補者とする。
- 4 副支部長および幹事は、事業運営会が推薦し、全体会議が選出する。

## (選考委員会の構成)

第3条 事業運営会は、選考委員会の委員として、各地区長のほか、通常会員のうちから各地区1名を選任する。

- 2 立候補する者を選考委員に選任しない。
- 3 選考委員会は、互選により委員長および書記1名、必要ある場合副委員長を選出する。
- 4 委員長は、選考会議を招集し、その議長となる。
- 5 委員の任期は、事業運営会の議を経て、支部長が指定した期間(通常、改選期において当該全体会議まで)とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 選考委員会の発足時期は事業運営会において定める。

## (支部長候補および事業監査委員候補の選考)

第4条 選考会議の議長は、候補者選考に関する公示をしなければならない。

- 2 立候補する会員は、必要書類をそえて公示に定められた方法で、期日までに立候補を届け出る。
- 3 立候補の条件を次に示す。
  - ・支部会員10名以上の推薦があること。
  - ・入会后5年以上を経て、支部の役職者または委員会(委員長に限る)の経歴が通算2期以上あること。
- 4 選考会議は、次の基準により慎重に審議のうえ候補者を選出し、事業運営会に報告する。

- ・ 心身共に健康であり、役職者としての見識を有していること。
- ・ 定款その他の規則に違反していないこと。
- ・ 役職者として支部の運営に対して意欲を有していること。

5 立候補者がいない場合、選考会議は当該会議の委員を含む支部会員の中から上記第3項および第4項を考慮して候補者を推薦し、事業運営会に報告する。

**(非公開)**

第5条 選考委員会は非公開とし、その審議過程を公表しない。また、委員は審議過程を漏らしてはならない。ただし事業運営会から要請があった場合は、委員長はその審議過程を事業運営会に報告しなければならない。

2 選考委員会の議事は、議事録として保存する。

# 委員会規程

昭和51年 8月13日 制定  
平成15年 4月18日 改正  
平成22年 4月 2日 改正  
令和 2年 7月17日 改正

## (機能)

第1条 本規程は、支部規約第23条に基づき設けられる委員会に関する事項を定める。

## (運営)

第2条 委員会は、事業運営会の諮問した事項について調査及び討議し、その結果を事業運営会に答申する機関である。ただし、事業運営会の依頼により業務の執行を分担することができる。

## (委員会の種類と分掌)

第3条 委員会の種類と分掌は、次のとおりとする。

総務委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 総務に関する事項。

技術安全・広域災害対策委員会・・ 技術の向上と、安全の確保及び広域災害対策に関する事項。

企画・広報委員会・・・・・・・・・・・・ 電気保安業務の広報・啓発、及び公益活動の企画に関する事項。

- 2 委員会の名称及び業務の新設、変更、改廃については、必要に応じて事業運営会の議を経て支部長がこれを定める。

## (構成)

第4条 委員会は、支部規約第23条2に基づき、支部長が委嘱した者をもって構成する。

- 2 委員会には、委員長1名、必要ある場合は副委員長をおくことができる。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

# 相談室業務規程

昭和50年10月30日 制定  
平成15年 4月18日 改正  
平成22年 4月 2日 制定  
令和 2年 7月17日 制定

第1条 本規程は本会相談室設置規則に基づき相談室業務に関する事項を定める。

## (運 営)

第2条 保安業務を有効適切に遂行するため、相談室業務及び緊急事態に対処するための業務を行う。

### 2 相談業務内容及び担当委員

イ 電気関係法令等に関する事項（担当：総務・技術安全）

- ① 外部委託承認制度に関するもの
- ② 保安規程に関するもの
- ③ 電気事故報告に関するもの
- ④ 電気設備の技術基準に関するもの
- ⑤ その他

ロ 保安全管理業務等に関する事項（担当：総務）

- ① 業務の事務的内容に関するもの
- ② 業務の技術的内容に関するもの
- ③ その他

ハ 電気安全に関する技術的事項（担当：技術安全）

- ① 受電設備に関するもの
- ② 負荷設備に関するもの
- ③ 一般用電気工作物に関するもの
- ④ その他

ニ 電気使用の合理化に関する事項（担当：企画・広報）

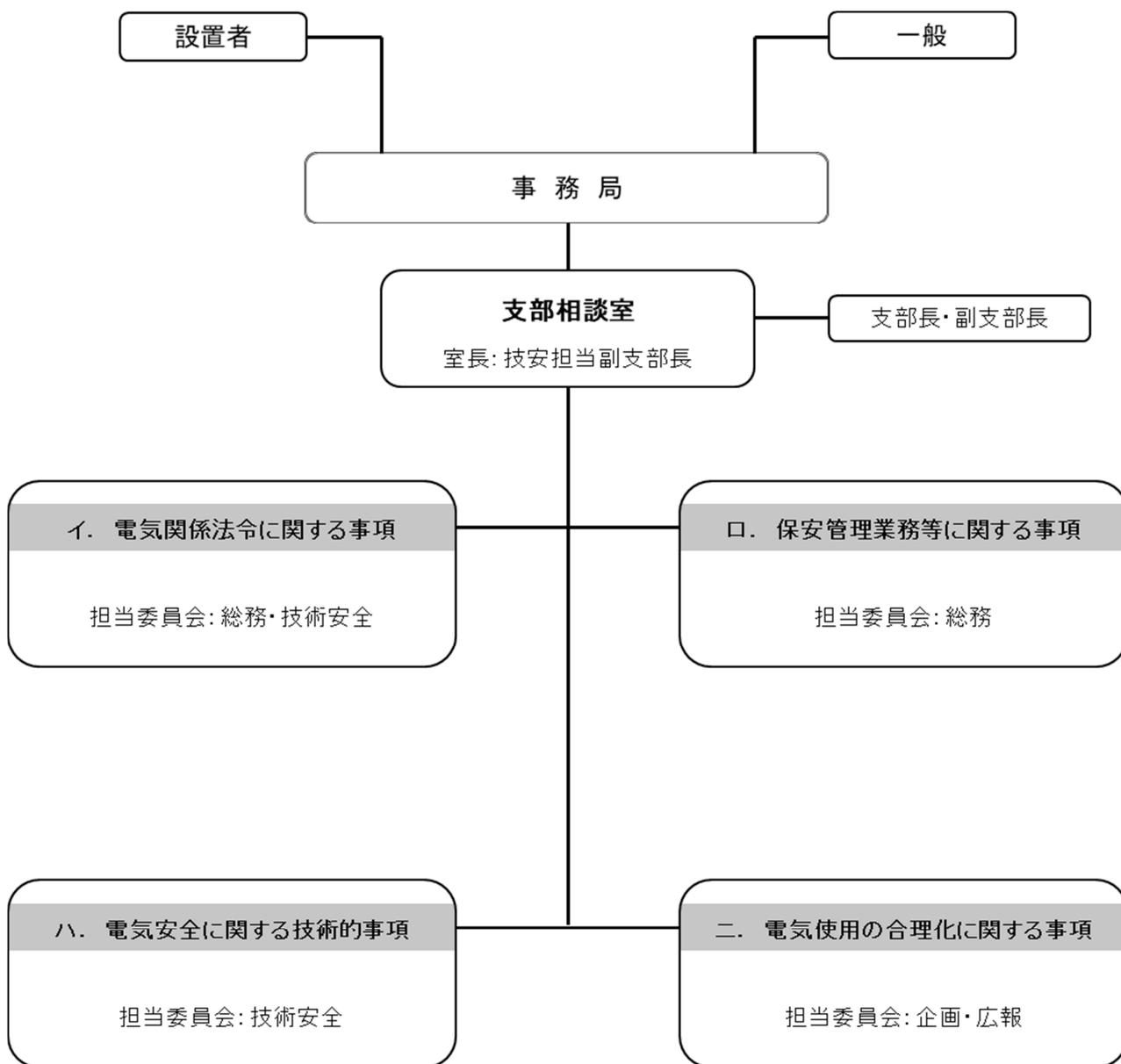
- ① 設備の運用に関するもの
- ② 機器に関するもの
- ③ その他

### 3 連絡体系

- ① 設置者及び一般より事務局に相談があった場合、相談室室長である担当副支部長へ連絡する。

- ② 対応できない場合は支部長及び他の副支部長が対応する。
- ③ 連絡を受けた相談室室長は相談内容により、担当委員会に連絡し相談内容に対応する様指示する。
- ④ 各委員の担当幹事及び委員長、及び各委員がその業務にあたる。

(体系図)



# 参 与 の 委 嘱 規 程

平成14年 2月19日 制 定  
平成22年 4月 2日 改 正  
平成28年 2月18日 改 正  
令和 2年 7月17日 改 正

第1条 支部規約第12条の（参 与）を下記のとおり定める。

委嘱事項	委嘱対象の役職及び委嘱の時期	委嘱期間	事業運営会への出席
参 与	本会の理事・監事並びに支部長が当該役職を退任した時（支部長退任者が本会の理事・監事に就任した場合を除く）	2年間	出 席

（その他）

第2条 参与委嘱期間中は次の通りとする。

（1）委嘱辞退または委嘱期間中に辞任の申し出があった時は、事業運営会に諮り協議する。

（2）（1）及び委嘱期間2年を経過し、後任の参与該当者が不在となる時は、事業運営会に諮り、再任することができる。

# 職員雇用規程

昭和52年12月13日 制定  
平成15年 4月18日 改正  
平成22年 4月 2日 改正  
平成23年 4月 1日 改正  
令和 2年 7月17日 改正

- 第1条 公益社団法人 東京電気管理技術者協会埼玉支部において、支部業務遂行のため職員を雇用することができる。
- 第2条 雇用に際しては、支部長と本人の間で雇用契約書を取り交わすものとする。
- 第3条 労働条件は、労働基準法その他法令に準拠するものとする。
- 第4条 賃金は月給とする。
- 第5条 労働保険に加入するものとする。
- 第6条 就業の具体的な内容については、就業規則に定めるものとする。雇用に関して詳細に規定する必要がある場合には、細則に定めるものとする。
- 第7条 定年は60歳として、以降は嘱託として雇用することがある。
- 第8条 嘱託期間の雇用契約は、別に定める契約書を毎年取り交わすものとする。
- 第9条 嘱託期間の賃金は、月給とし契約時に取り決める。
- 第10条 職員の雇用に関する事務は、総務担当副支部長の担当とする。

# 埼玉支部規約細則

平成 5年11月18日 改正  
平成15年 4月18日 改正  
平成22年 4月 2日 改正  
令和 2年 7月17日 改正

埼玉支部規約第26条により本細則を定める。

## 第1章 組 織

- 第1条 埼玉支部規約第5条による地区の区域は、別紙区域市町村のとおりとする。
- 第2条 地区別所属会員名簿は別に作成する。
- 第3条 新入会員、他支部からの転入および住居移転による地区所属は別紙区域市町村とするが、特別な事由がある場合は事業運営会の承認を受け、これによらない事ができる。
- 第4条 1地区の会員数は、支部および地区の運営に支障のない人数とする。
- 第5条 次のいずれかに該当する場合は、事業運営会の議を経て地区を再編成することができる。
- 1 イ) 地区の会員数が著しく増加または減少し当該地区の運営に支障があると認められる場合。
  - ロ) 地区間の会員数に著しい格差が生じ、支部の運営に支障があると認められる場合。
- 2 再編成の時期は役員改選年度とする。
- 3 再編成に際しては、地区編成委員会を設け、新地区名称、区域市町村、ならびに所属会員名簿を事業運営会に提案し承認を受ける。
- 4 支部長は規約、規程、細則の改正等必要な手続きを行なう。

## 第2章 事務処理費

- 第7条 会員が会議を午前より開催し、昼食後会議継続の場合は、2,000円の日当と昼食を支給する。
- 第8条 会員が支部長の依頼により、県外に出張したときは、日当5,000円と、交通費、宿泊費実費を支給する。
- 第9条 当支部以外より日当或いは交通費等の支給を受けたときは重複支給しない。
- 第10条 日当、交通費、宿泊費の支給を受ける者、又はその責任者は、請求書を支部長に提出すること。（ただし事業運営会及び委員会議は除く）

# 埼玉支部交通費支給に関する内規

令和 2年 4月 1日 制 定

- この内規は、本部交通費支給基準に基づき、以下のとおり定める。
- 支部通常会員が、事業運営会及び委員会等（以下「会議等」という。）にその任により出席した場合の交通費（税抜き額）は次により支給する。  
ただし、交通運賃（急行、特急等を含む。）による実費がこれを上回る場合には、実費を支給する。  
また、その会議等が宿泊を要する場合は、1泊12,000円の宿泊費を支給する。
  - 開催地を地域に含む支部所属会員  
1日につき 3,000円
  - (1)の支部に隣接する支部所属会員  
1日につき 5,000円
  - 上記(1)(2)以外の支部所属会員  
1日につき 13,000円
- 前項における地域とは、次のとおりとする。
  - 地域とは、支部に関する規則第2条に規定する各支部の地域とする。
  - 前項(2)及び(3)による支部とは下記のとおり。

会議等開催地	隣接支部	隣接支部以外の支部
埼玉支部内	東京東南・東京西北・多摩 ・群馬・栃木・千葉	神奈川・静岡・山梨・茨城

## 附 則

- この内規は、令和2年4月1日から施行する。

別 紙

区域 市、町、村

平成 22 年 3 月 23 日 改 正

平成 25 年 4 月 24 日 改 正

令和 2 年 7 月 17 日 改 正

第 1 条 本別紙は支部規約細則第 1 条に基づき下記の通り定める。

地 区 名	市 町 村
浦和川口地区	さいたま市（浦和区・南区・桜区・緑区） 川口市 戸田市 蕨市
大 宮 地区	さいたま市（大宮区・北区・西区・中央区・見沼区・岩槻区）
川 越 地区	川越市 坂戸市 鶴ヶ島市 東松山市 川島町 吉見町 滑川町 小川町 嵐山町 鳩山町 寄居町 ときがわ町 東秩父村
所 沢 地区	所沢市 狭山市 飯能市 入間市 日高市 毛呂山町 越生町
志 木 地区	志木市 朝霞市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町
上 尾 地区	上尾市 久喜市 加須市 幸手市 桶川市 蓮田市 北本市 伊奈町 白岡市
熊 谷 地区	熊谷市 行田市 羽生市 鴻巣市 深谷市 本庄市 秩父市 上里町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 横瀬町 美里町 神川町
越 谷 地区	草加市 八潮市 三郷市 越谷市 春日部市 吉川市 松伏町 杉戸町 宮代町